Ⅰ　開発行為の許可申請手続のフロー（関係機関との協議調整）

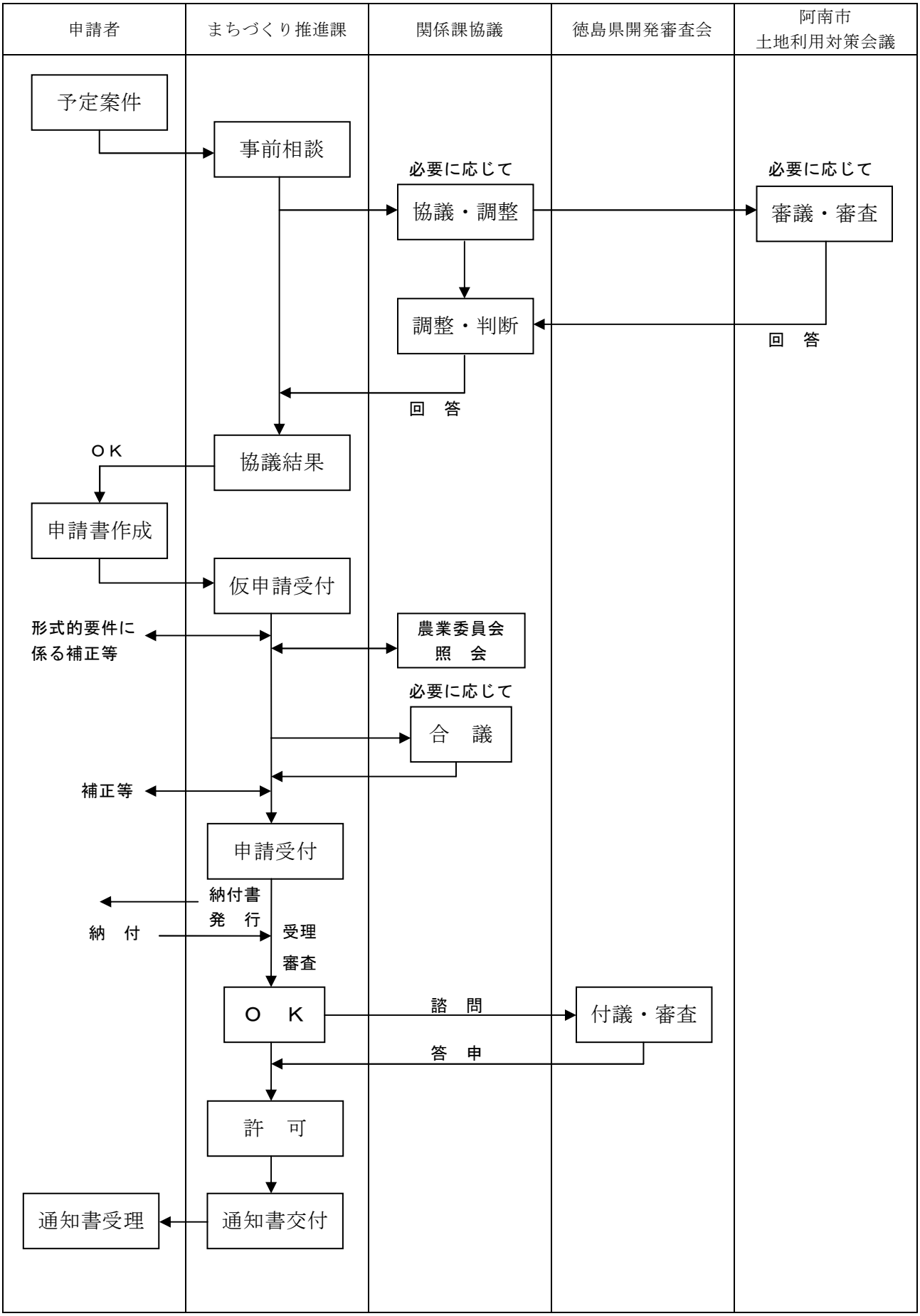

Ⅱ　開発行為の許可申請手続のフロー（事前相談から申請まで）

開発行為の許可申請の流れは次のとおりです。

事前相談

↓

開発行為事前協議依頼書

＜開発行為事前協議依頼書＞

開発行為の内容によっては、許可されない場合や計画の内容を変更する必要が生ずる場合があるため、相当の費用と労力を要する許可申請に先立って、開発許可の可能性や許可を受けるために必要な条件等を申請者に情報提供し、結果として、申請者の申請に対する負担を軽減しようとするものです。

※法第２９条の許可等に係る事前審査

（市街化調整区域の場合）
法第 34 条の立地基準の事前審査
第 1 号から第 13 号
第 14 号 開発審査会 協議・調査

↓

法第 33 条の技術基準の事前審査
１．用途地域等の適合
２．道路、公園等
３．排水施設
４．給水施設
５．地区計画等
６．公益的施設
７．防災措置
８．環境保全
９．その他

※法第３２条の同意・協議等

１．土地利用計画図・造成計画平面図・官民境界等により協議する公共施設を分類する。
２．申請者の法第 39 条及び第 40 条の規定に基づく、管理等に関する意向確認

↓

○公共施設の分類と所管課の案を作成
１．開発行為に関係する公共施設（予定のものを含む。）
２．新たに設置される公共施設
３．相互帰属に関係する公共施設
４．開発行為に関連し、別段の定めを要する施設

必要があれば、法第 32 条第 1 項（既設の公共施設）の規定に基づく同意条件（案）の作成及び法第 32 条第 2 項（新たに設けられる公共施設等）の規定に基づく管理予定者との協議経過書の案を作成する。

↓

○関係各課との協議調整
１．法第 29 条の許可等に係る事前審査に関する事項（立地基準及び技術基準の適合判断）
２．法第 32 条の規定に基づく同意・協議（開発行為に伴う関係する公共施設の分類及び所管課の確定並びに開発行為に伴い後追い的に公共投資が必要となると思われる事項の整理）

修正案

修正案

↓

○申請者に関係各課との協議の結果説明
１．市街化調整区域の立地基準の適合、用途地域等の適合並びに技術基準の適合などについて説明
２．関係する公共施設の分類と所管課について説明

補正

補正

補正

○開発許可申請書の作成及び提出
次の法第 32 条関係の書類は案で可
１．開発行為の同意書（開発行為に関係のある公共施設管理者の同意書）
２．管理予定者との協議経過書

○法第 32 条の同意・協議の申請
１．法第 32 条に規定する公共施設の同意・協議申請書（既存の公共施設）
２．管理予定者との協議経過書の交付願（新たに設けられる公共施設等）

（別紙２）開発行為の同意書及び（別紙３）管理予定者との協議経過書添付

ＮＯ

ＯＫ

開発許可申請
（法第 30 条第 1 項）

開発許可審査手数料の納付書の発行及び納付

付議・審査
意見・補正

徳島県開発審査会

不許可

許可
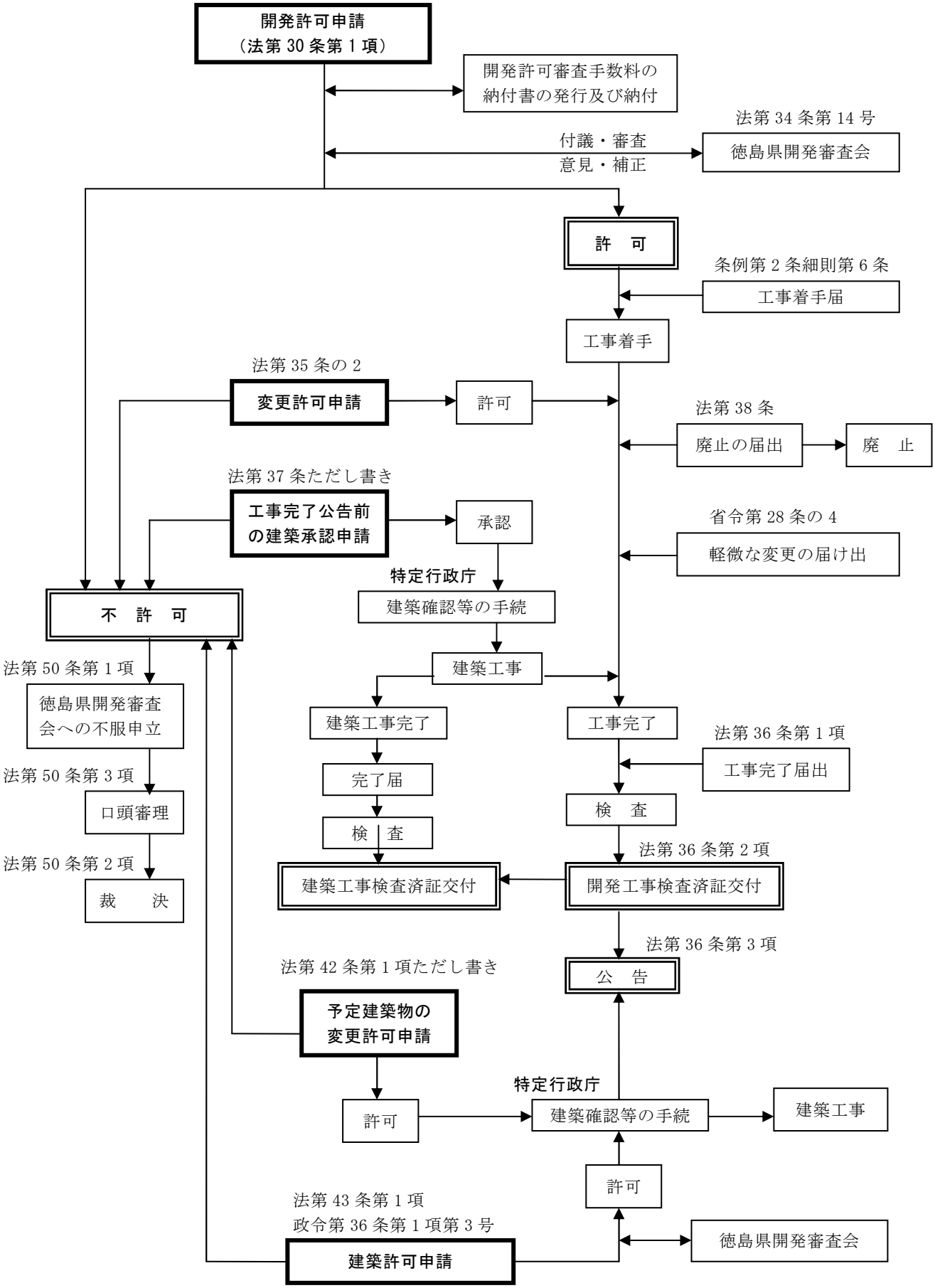
Ⅲ　開発行為の許可申請手続のフロー（開発行為の許可等の申請から完了）